

第12回農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和3年5月28日（金）8時20分～8時35分

2. 場 所：官邸2階大ホール

3. 出席者：

菅内閣総理大臣、加藤内閣官房長官、野上農林水産大臣、
麻生副総理兼財務大臣、茂木外務大臣、梶山経済産業大臣、
赤羽国土交通大臣、平沢復興大臣、
坂本一億総活躍担当大臣兼まち・ひと・しごと創生担当大臣、
井上内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、藤井内閣府副大臣、
熊田総務副大臣、和田内閣府大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官
坂井内閣官房副長官、岡田内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、
藤井内閣官房副長官補、太田農林水産省食料産業局長

4. 議事概要

○ 冒頭、加藤官房長官から、以下のような発言があった。

- ・ 我が国の農産物の輸出については、新型コロナの中における世界各国の食料消費が外食から家庭消費へシフトする動きを捉え、本年1月から3月までの3か月間で2,553億円、前年比約3割増加と順調に伸びている。引き続き、2025年に2兆円、2030年に5兆円という目標に向けて、輸出に挑戦する事業者の取組を政府一体となって後押ししていくことが重要である。
- ・ 前回のこの会議において、総理から、他の先進国なみに、品目ごとの団体を組織化して、販売などをサポートすること、相手国との関係で生じる農産品貿易特有のリスクを軽減するためのセーフティネットの仕組みをつくること、コールドチェーンや輸出先における販売ルートの確保のため、海外法人を支援すること、などについて、さらに検討を深め、次回のこの会議に具体的な施策案を示すよう御指示頂いた。
- ・ 本日は、こうした御指示を踏まえて関係閣僚が検討を進めてきた具体的な施策案について、農林水産大臣から御説明頂いた上で、関係閣僚からも御意見を頂き、その取りまとめを行いたい。

○ 農林水産省から、農産品輸出の直近の状況と輸出拡大実行戦略フォローアップ案について（資料1）、以下のような説明があった。

< 1 ページ目、農産品輸出の直近の状況について >

- ・ 農産品の輸出額は、今年に入っても好調を維持しており、今年1月から3月までの輸出額は2,553億円、前年比約30%増加と順調に増加している。
- ・ コロナによる一時的な落ち込みから回復した昨年7月以降の平均伸び率は約15%であり、仮に、このペースを維持していけば、1兆円を超える見込み。
- ・ 新型コロナの中で、家庭食需要が増加し、そうした需要に対応した、牛肉、日本酒などに加え、今年に入り林産物や水産物も含め、ほぼ全ての製品の輸出が増加している。
- ・ 昨年後半に輸出増加に転じた背景として、政府の取組も大いに貢献していると考えている。
- ・ 昨年設置された輸出本部の下で、施設認定や規制協議が進展しており、まさに今週25日の首脳会談において、シンガポールが放射性物質規制の撤廃を表明した。
- ・ また、家庭食需要に対応した事業者の支援も行っている。

< 2、3 ページ目、輸出拡大実行戦略フォローアップ案について >

- ・ 輸出拡大実行戦略で本年夏までに検討することとされていた事項について、その具体的な対策をフォローアップとして整理した。
- ・ 輸出に取り組む事業者の組織化や設備投資を推進し、農産品の輸出にチャレンジする事業者を一層支援することで、輸出に取り組む事業者の基盤を強化し、2030年5兆円の目標達成を目指したいと考えている。
- ・ まず、対策①として、輸出産地・事業者の育成について、先般、27の重点品目について1,261産地・事業者をリスト化し公表した。今後、輸出事業計画の認定を受けていただき、各産地の輸出の目標や進捗を把握するとともに、各種支援をこの計画とリンクさせることで、輸出産地・事業者を重点的に支援する。また、民間の専門人材を「輸出産地サポーター」として採用し、伴走型で支援していく。
- ・ 次に、対策②として、品目団体の組織化について、主要な品目ごとに、生産者、加工事業者や輸出事業者を構成員とする「品目団体」を法的に位置付ける方向で検討し、オールジャパンでの輸出拡大を進めていく。品目団体においては、ナショナルブランドや輸出に資する共通規格等を定めるとともに、業界全体でのマーケティングなどを実施する。品目団体は、チェックオフを含め自主財源の増加に取り組み、他の先進国と同様の義務的チェックオフ制度についても引き続き検討していく。
- ・ 対策③として、輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化について、主要なターゲット国において、専門人材を輸出アドバイザーとして活用

するとともに、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を構成員とする、「農産品輸出支援プラットフォーム」（仮称）を組織化し、輸出先国で輸出事業を専門的・継続的に支援する。JETROと品目団体が連携し、業界全体を対象とする、より効果的・包括的な支援を実施する。

- ・ 対策④として、規制強化や病害虫などの発生によって輸出が長期にわたり止まるなど、農産品特有のリスクへの対応について、このような農産品特有のリスクが生じても事業が継続できるよう、運転資金の支援や、融資を円滑化するための保証の支援を検討する。
- ・ 対策⑤として、効率的な輸出物流の構築について、地方港湾・空港を活用した効率的な輸出物流の構築に必要な設備投資を促進するため、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討する。また、包材等の規格化・標準化を進めていく。
- ・ 対策⑥として、加工食品の輸出拡大に必要な支援について、2030年5兆円目標のうち2兆円を占める加工食品について、海外の食品安全規制への対応に必要な施設整備に対し、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討する。また、中小・中堅の食品事業者が共同で輸出先の開拓等を行う取組を支援する。
- ・ 対策⑦として、事業者の海外展開支援について、知的財産・ノウハウの流出防止を図るためのガイドラインの作成や、法律家による支援などに取り組み。また、海外現地法人を設立し、物流拠点などの設備投資を行う場合の資金供給を促進する。
- ・ 最後に、対策⑧として、これまで御説明申し上げた対策を実現するため、輸出促進法の改正を検討し、それに加えて金融・税制・予算を含めた必要な支援措置を要求してまいりたい。

○ 説明に対しての質問、意見はなかった。

○ 次に、麻生副総理兼財務大臣から、以下のような発言があった。

- ・ 酒類、お酒の輸出に取り組む事業者への支援について申し上げる。酒については清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目を重点品目と定め、輸出に意欲的に取り組む851事業者を、特に清酒全体では1400～1500者ぐらいあると思うが、その半分近くをリスト化し、公表した。
- ・ これらの重点3品目を含め、日本産の酒の販路拡大と認知度の向上に向け、オンラインの商談会の実施や、酒類事業者による商品のブランド化や酒蔵ツーリズムの推進など、積極的に支援を行ってまいりたい。

- おかげさまで清酒は年間約 240 億円、ウイスキーはもう少し多く約 270 億円輸出されている。昔に比べ酒も人口が減ったこともあり、輸出ということに対して、保存の効く酒の開発や、ビンの形やら色々と変わってきたと思っている。今後とも、農林水産大臣より説明があった「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」で示された品目団体の在り方の検討に当たっては、各業界団体の意見も踏まえて制度設計を進めていただけるよう御配慮いただきたい。

- 次に、茂木外務大臣から、以下のような発言があった。
 - 農産品の輸出拡大を実現する上でも、各国による輸入規制の早期撤廃が重要である。5月25日の日シンガポール首脳電話会談を受け、シンガポールの輸入規制の完全撤廃が実現したのは、大きな成果である。
 - 震災から10年となる本年は、ALPS処理水の処分に関する基本方針の公表もあり、風評対策も重要な局面にある。
 - 外務省としても、在外公館も含め、輸出拡大や風評対策のために、関係省庁や海外展開事業者と連携しながら、取組を一層強化していく。

- 次に、梶山経済産業大臣から、以下のような発言があった。
 - 経済産業省としては、海外オンライン市場を取り込むため、品目団体等のニーズを聞きながら、ターゲットとする国や地域のオンライン市場の動向等を分析して情報提供を行うとともに、ECサイトへの出品方法のアドバイスをを行うなど、ジェトロと品目団体との連携に力を入れていく。
 - また、ジェトロ海外事務所を通じて、輸出先国における支援体制の強化に努める。
 - 今後とも、輸出拡大実行戦略の実現のため、農林水産省や外務省などの関係省庁・機関と連携して、品目団体や輸出産地への支援を強化してまいりたい。

- 次に、赤羽国土交通大臣から、以下のような発言があった。
 - 農林水産物・食品の輸出を拡大するためには、国内各地の産地から、アジアを中心とする重点輸出国・地域の消費地に向けて、①ロットを大きくすること、②速達性を向上すること、③経済性を確保すること、の条件を満たす物流ルートを構築する必要がある。
 - このため、国土交通省では、農林水産省と連携し、これまで計5回にわたり「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」を開催し、食品事業者や

物流事業者からヒアリングを行い、その方策の具体化に向けて検討を進めてきた。

- ・ これを踏まえ、国土交通省では、今後、①新鮮な状態の農林水産物・食品を、大ロットで輸出するため、産地と港湾の関係者が連携して行う、港湾における冷凍・冷蔵設備を備えた物流施設整備への支援を拡充すること、②地方からの輸送に空路を活用して、高付加価値な農林水産物・食品をより新鮮な状態で、より経済的に輸送するための実証実験を行うこと、③我が国が策定したコールドチェーン物流サービス規格をASEAN各国で普及させるため、国別のアクションプランを策定すること、などに集中的に取り組んで参りたい。
 - ・ 引き続き、関係省庁とも連携しながら、農林水産物・食品輸出の拡大のための物流の構築に向け、取組を進めて参りたい。
- 次に、平沢復興大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 本年4月13日に「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」が決定されたが、ALPS 処理水に関する誤った情報等により、諸外国・地域が新たな輸入規制措置を講じるといった事態が生じないように、政府として科学的根拠に基づいた正確な情報を発信し、理解を得ていくことが重要である。
 - ・ このため、先月開催した「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、私から関係府省庁に対し、海外に向けて、関係府省庁が連携して戦略的に情報発信を行うよう指示し、各府省庁から、検討の結果について夏頃を目途に報告を受けることになっている。
 - ・ 関係府省庁におかれては、今後、海外に向け、政府一体となって情報発信を行っていただけるよう、より一層、連携の御協力をお願いしたい。
- これらを受けて、農林水産大臣から、本日説明した農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ案について閣僚会議として取りまとめてよいかとの発言があり、出席者から異議無く了承され、取りまとめが行われた。
- 最後に、菅内閣総理大臣より以下のような発言があった。
- ・ 政権交代前には年間約4500億円だった農産品の輸出額は、新型コロナの中にあっても額を伸ばし、昨年は約9000億円と倍増している。本年1月から3月までの輸出額は、対前年30%の高い伸びとなっている。
 - ・ 新型コロナの中でも、世界の農産品輸出は拡大傾向にある。「海外市場が求めているものをつくる」という発想で改革を進めていけば、2025年2兆円、2030年5兆円という目標は、十分実現可能だと考えている。

- 本日は、昨年末の「輸出拡大実行戦略」で示された新たな課題について、改革の方向性を議論し、「実行戦略フォローアップ」を取りまとめた。日本の強みがある27の重点品目について、約1300の産地・事業者をリストアップしており、輸出にチャレンジする事業者を重点的に支援していく。
- 例えば、ハコやビンの大きさなど、輸出の際の様々な規格を定めたり、日本産の製品のブランド化を行ったりするため、品目ごとの団体を法律に定め、オールジャパンで輸出を促進する体制をつくっていく。地方の港湾からも輸出できるように低温倉庫を整備したり、日本企業が海外で販売・製造を行う際の資金供給を支援する。こうした対策を実施するため、輸出促進法の改正の検討を進める。
- 日本産食品に対する輸入規制については、先日のシンガポールとの首脳電話会談において、リー・シェンロン首相より、福島県の農産品に残されていた規制の全面的な撤廃が表明された。震災から今年で10年となるが、未だに14の国・地域で規制が維持されている。全ての規制を1日も早く撤廃するため、茂木大臣、野上大臣を中心に、政府一体となって、各国・地域への働きかけを更に強化していただきたい。
- 農業を地域の成長産業とし、地方の所得を引き上げるため、政府一体となって今後も全力をあげてまいりたい。

(以上)